

技術者制度運用マニュアル

～ 現場施工時に技術者に求められる役割 ～

【I】 現場代理人とは

..... 1

1. 職務
2. 現場代理人としての資格
3. 他の技術者との兼務
4. 他工事との兼務
5. 常駐義務の緩和
6. 現場代理人の途中交代

【II】 主任技術者（監理技術者）とは

..... 3

1. 建設業法における技術者制度について
2. 職務
3. 主任技術者（監理技術者）の専任を要しない期間
- 3-1. 工場製作を含む工事における専任の技術者等
4. 専任の主任技術者（監理技術者）の途中交代
- 4-1. 主任（監理）技術者、現場代理人の病休・講習会等による現場不在
- 4-2. 工事中止期間における配置技術者の専任
- 4-3. 工場製作を含む工事における監理技術者等の途中交代
5. 工事間において専任の主任技術者（監理技術者）が兼任できる特例
- 5-1. 兼務できる場合の具体例
6. 主任技術者（監理技術者）と営業所専任技術者との兼務

【III】 特定建設工事共同企業体（特定 JV）と技術者制度について

..... 11

1. 特定 JV における技術者の配置について
2. 請負金額による技術者の配置について

～ 入札時における技術者 ～

【IV】 入札における配置予定技術者について

..... 12

1. 確認の対象となる工事
2. 当該工事の配置予定技術者の要件
3. 確認の方法等
 - ※ 専任技術者と監理技術者等の兼務防止の確認方法
4. 配置予定技術者の雇用関係に虚偽の届出等があった場合
5. 恒常的な雇用関係の免除特例措置
 - ※ 営業譲渡又は会社分割の場合

【V】 現場施工の着手日を指定して発注する場合

..... 16

～ 営業所における技術者 ～

【VI】 経営業務管理責任者と営業所の専任技術者、配置技術者

..... 18

1. 経営業務管理責任者等について
2. 理由

【現場代理人とは】

1. 職務

工事現場に常駐し、運営・取締りを行うほか、重要事項の権限は除きますが、当該契約に基づく一切の権限行使する事ができます。(代表取締役の代理の考え方です。)よって、必ずしも『現場代理人=主任技術者(監理技術者)』ではありません。

第10条(現契約書場代理人及び主任技術者等)

- 4 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限行使することができる。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。
- 7 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができます。

2. 現場代理人としての資格

特になし

3. 他の技術者との兼務

請負金額に係わらず同一の工事であれば『現場代理人が主任技術者(監理技術者)を兼ねる事』は可能。

4. 他工事との兼務

- ①契約書毎に1人設置する必要があるため、他工事の現場代理人との兼務は不可。
- ②ただし、以下の場合は兼務可能。
 - ・密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所(10km程度以内)において施工する場合。ただし各々の工事において請負額が2500万円未満(建築一式5000万円未満)の工事であること。
 - ・同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に関する工事でかつ工作物等に一体性が認められる場合(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)

5. 常駐義務の緩和(注1)

- ①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- ②長崎県建設工事標準請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により工事の全部の施工を一時中止している期間。
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみ

が行われている期間。（同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は同一の現場代理人がこれらの製作を一括して管理することができる。なお、兼務する場合は工場製作のみを施工している期間を計画工程表により明確にしておくこと）

- ④前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。
- ⑤1件の工事における請負額が2500万円未満（建築一式5000万円未満）の工事で発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる場合。

注1 根拠通知等

- ・現場代理人の取り扱いについて（平成26年3月18日付 25建企第606号）

建設業法（現場代理人の選任等に関する通知）

第19条の2 請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法（第3項において「現場代理人に関する事項」という。）を、書面により注文者に通知しなければならない。

6. 現場代理人の途中交代

理由を問わず、変更可能。

II 【主任技術者（監理技術者）とは】

1. 建設業法における技術者制度について

許可を受けている業種	指定建設業（土木工事業、建築工事業、舗装工事業、鋼構造物工事業、管工事業、造園工事業、電気工事業）の7業種		
許可の種類	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額合計	3,000万円以上	3,000万円未満	3,000万円以上は下請契約できない。
建築一式	4,500万円以上	4,500万円未満	
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者
技術者の資格要件	監理技術者資格者証の交付を受けている者 （一級国家資格者 技術士 国土交通大臣特別認定者） ※1	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者 (在学中に指定学科を修了し高卒5年以上、大卒3年以上の実務経験) (該当する業種工事において10年以上の実務経験者)	
技術者の専任	請負金額2,500万円以上…専任 (但し、現場代理人との兼務可) 請負金額2,500万円未満の主任技術者は、他現場と兼務可		

※1 指定建設業以外の21業種については「実務経験でも可能」(建設業法第15条第2号口・10年以上で4500万円以上の2年以上指導監督的な実務経験)

2. 職務

工事現場における建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び工事の施工に従事する者の技術上の指導監督が職務となる。

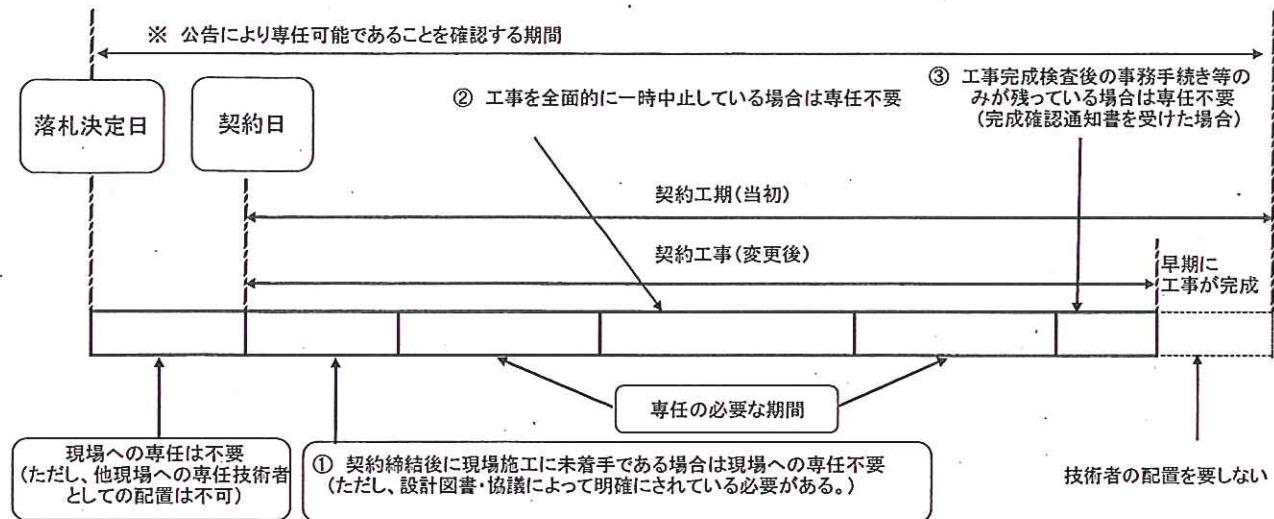
請け負った工事の全部又は主たる部分や請け負った工事の一部分を他の業者に請け負わせる場合でも、自ら総合的に企画、調整及び指導を行い、下請に出した工事の施工に実質的に関与していかなければならない。(これを怠ると「一括下請負の禁止」(建設業法 22 条)にあたる。)

※ 監理技術者は、あくまで元請だけであり、下請は金額に係わらず全て『主任技術者』となる。

3. 主任技術者（監理技術者）の専任を要しない期間

専任で設置すべき期間は契約工期が基本であるが、次の期間については、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっていれば専任を要しない（建設業法上の解釈）

- ① 現場施工に着手するまでの期間
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完成後の期間



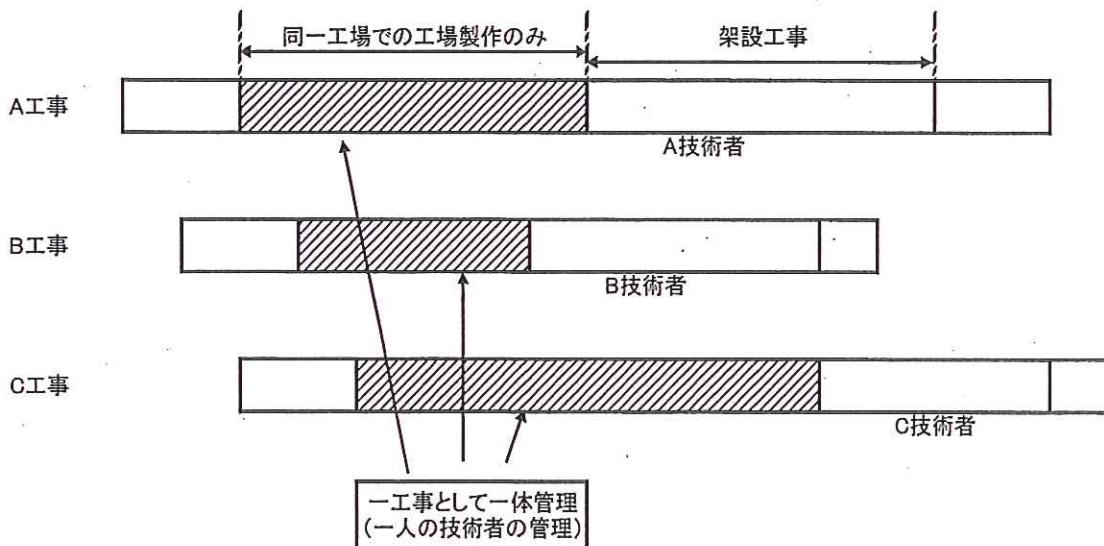
* 工事中止中の現場代理人については、②の中止期間であっても現場管理の必要があるため現場を外れることは出来ない。（ただし、①③の場合は除く）

* 工事中止期間中の取扱いについては、

II 4-1 工事中止期間における配置技術者の専任 を参照

④ 工場製作のみが行われている期間

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の工場製作のみが行われている期間は、専任の必要がない。



3-1. 工場製作を含む工事における専任の技術者等

工場製作を含む工事における専任の技術者の取り扱いについて（平成22年12月28日付22建企第529号）

上記通知文の内容抜粋

1. 対象工事（①及び②を満たす）

- ① 請負代金の額が2,500万円以上（建築一式工事の場合は、5,000万円以上）の建設工事
- ② 建設工事のうち、橋梁ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む建設工事。

2. 一般競争入札における配置予定技術者の届出

- (1) 入札参加者が記載する技術者は以下のとおりとする。

- ① 工場製作のみを施工したのち、現地施工へと移る場合
『工場製作に係る技術者』
- ② 工場製作と現地施工を同時並行的に施工する場合
工場製作に係る技術者と現地施工に係る技術者が異なる場合は、それぞれ記載することとし、各技術者の役割を明記しておくものとする。

- (2) 総合評価（簡易型）要領及び総合評価（標準型）要領の別紙「技術資料作成要領」中の配置予定技術者の能力（様式第3号）に規定する技術者
『現地施工に係る技術者』

- (3) 入札参加希望者への周知

入札公告に、当該工事が本通知の対象工事である旨を記載するものとする。

3. 監理技術者等の工事現場（現地施工）における専任義務

- ・ 総合評価落札方式 『落札決定日から』
- ・ 事後審査型入札 『競争参加資格審査申請書の提出期限の日から』
- ・ 指名競争入札（上記以外） 『落札決定日から』
(議会の議決を要する案件の場合 『長崎県議会の議決日』)

【現地施工に係る技術者（2. (2)により記載した技術者）の専任義務】

工場製作に係る技術者を別に設置する場合は、工場製作のみを施工している期間は、現地施工に係る技術者の専任義務は不要とする。なお、兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を「工事打合せ簿」等により明確にしておくこと。

【工場製作のみを施工している場合】

同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。（監理技術者制度運用マニュアルの三の（2）、技術者制度運用マニュアル3.④の図を参照）

(④の図を参照)

4. 現場代理人の工事現場における常駐義務

- ・工場製作のみを施工している期間は、現場代理人の工事現場における常駐義務は不要
- ・同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。なお、兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を「工事打合せ簿」等により明確にしておくこと。

4. 専任の主任技術者（監理技術者）の途中交代

- ①主任技術者（監理技術者）の死亡又は傷病または退職等、真にやむを得ない場合
- ②受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ③橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点 ← 発電機・配電盤等の電機品など、工場製作を工場全般が対象となる。

【監理技術者等を途中で交代する場合】

- ・発注者と受注者との協議により、交代の時期を工程上一定の区切りと認められる時点
- ・交代前後における監理技術者等の技術力を同等以上に確保し、工事の継続性、品質確保等に支障がないようにすること。
- ・協議は、「配置技術者変更協議書」等により行うものとし、受注者は、工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に十分説明すること。

根拠通知等

- ・監理技術者制度運用マニュアルの二一二の（4）の規定
- ・専任の主任技術者（監理技術者）の途中交代について（平成26年3月31日付け25建企第647号）

○専任の技術者（主任・監理）の途中交代要件の取り扱い				
○一般競争入札等の場合（通常指名競争入札を除く）				
時期	契約締結前	契約締結後		
理由	真にやむ得ない場合 (死亡・傷病等)退職は含まない	真にやむ得ない場合 (死亡・傷病・退職等)	真にやむ得ない場合 (死亡・傷病・退職等)	その他やむ得ない場合 (工事中止・工期延長等)
交代の要件	同等以上の技術者	同等以上の技術者	同等以上の技術者でない ※品質確保計画書提出 ※工事成績10点減点	同等以上の技術者
(要件を満たさない場合)	承認しない (契約不締結) ※総合評価も含む	条件付きで承認する		承認しない
摘要			品質確保計画書の内容が承認できない場合や実施しない場合は契約解除することができる	
			工事中における品質確保計画書の実施状況については、工事成績評定で評価を行う	
			変更前の配置技術者は変更承認後3ヶ月間は県発注の新たな工事の配置予定技術者として入札参加申請又は届出ることはできない。（県以外が発注する県内の公共工事も同様）	
技術者交代の申請書の記載内容に虚偽が判明した場合、不誠実な行為とみなし指名停止等を検討する				

○通常指名競争入札の場合				
時期	契約締結前	契約締結後		
理由	真にやむ得ない場合 (死亡・傷病等)退職は含まない	真にやむ得ない場合 (死亡・傷病・退職等)	真にやむ得ない場合 (死亡・傷病・退職等)	その他やむ得ない場合 (工事中止・工期延長等)
交代の要件		同等以上の技術者	同等以上の技術者でない ※建設業法に基づく技術者を配置	同等以上の技術者
(要件を満たさない場合)		条件付きで承認する		承認しない
摘要			変更前の配置技術者は変更承認後3ヶ月間は県発注の新たな工事の配置予定技術者として入札参加申請又は届出することはできない。（県以外が発注する県内の公共工事も同様）	
技術者交代の申請書の記載内容に虚偽が判明した場合、不誠実な行為とみなし指名停止等を検討する				

4-1. 主任（監理）技術者、現場代理人の病休・講習会等による現場不在

現場代理人、監理技術者、専任の主任技術者が病気・講習会等でやむを得ず短期間現場を離れなければならない場合の取り扱い運用は以下のとおりとする。

① やむを得ず短期間現場を離れなければならない場合の理由

- (1) 病気入院、検査入院、技術講習会、資格取得試験、その他これらに類するもの及び冠婚葬祭等にかかる現場不在の場合
- (2) その他これらに類するものの具体例

情報共有システム検討会（平成21年12月8日21建企第548号技術情報班取扱）

●請負業者は、工事打ち合わせ簿により発注者（監督職員）と協議すること。

	1～7日間の現場不在	8日間以上
【認める場合】	現場施工に支障がないと判断されるとき	
【認めない場合】	現場施工に支障があると判断される場合	原則現場不在を認めない。 (同等以上の技術者へ変更をすること)

② 技術者の変更について

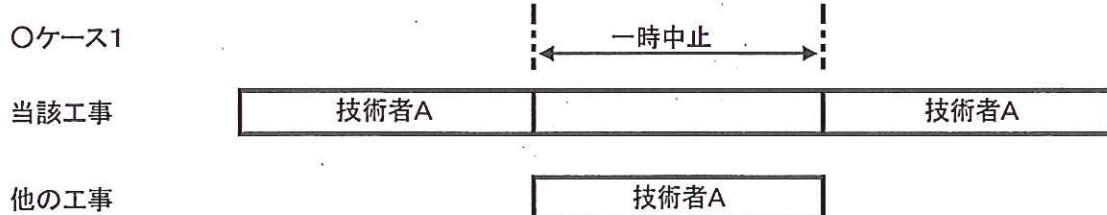
死亡・傷病・退職その他やむを得ない場合は、同等以上の技術者へ変更することが出来る。変更する場合は、建設工事執行規則に基づき現場代理人等決定（変更）通知書（様式第12号）により請負業者は発注者に理由書及びその理由を証明できる書類（診断書、離職証明証等）を添付して提出すること。

なお、変更する場合は「専任の主任技術者（監理技術者）の途中交代について（平成26年3月 日付け25建企第 号）」による。

4－2．工事中止期間における配置技術者の専任

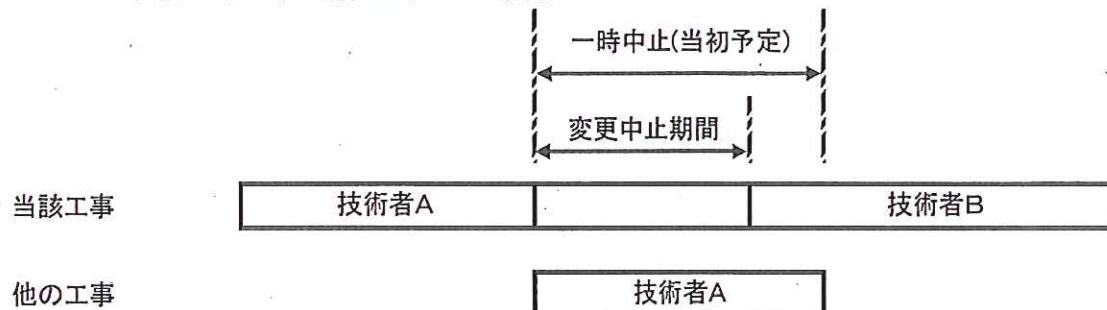
前項4. ②に記載の「受注者の責によらない理由」により、工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合の具体例は以下の例示による。

① 当該工事で、「工事中止通知書」が出され、全部の施工を一時中止した場合であること。（一部の施工の一時中止は該当しない。）

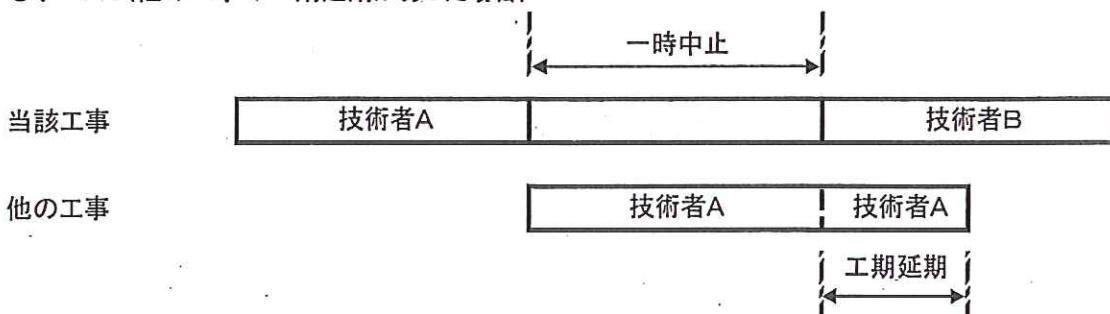


② 工事中止解除が当初予定より早まった場合等において、「当該工事」と「他の工事」の工期が重複する場合には、「当該工事」の工事中止解除後に要件を備えた技術者を配置できること。（ケース2、ケース3）

○ケース2(当該工事の中止解除が早まった場合)



○ケース3(他の工事の工期延期があった場合)



- ④ 上記のケースにより、他の工事の配置技術者として専任する場合は、当該工事における「工事打合せ簿」により協議を適切に行うこと。

4-3. 工場製作を含む工事における監理技術者等の途中交代

『工場製作のみの施工』から『現地施工』へ移行する場合にも認める

- ・ 工場製作のみの施工から現地施工へ移行する場合
技術者については、総合評価落札方式の場合は2.(2)に記載の技術者
- ・ 総合評価落札方式以外の場合
当該入札公告に記載の資格要件を満たす技術者
- ・ 総合評価落札方式以外の場合で、当該入札公告に記載の資格要件を満たす技術者がいない場合
変更を認めない

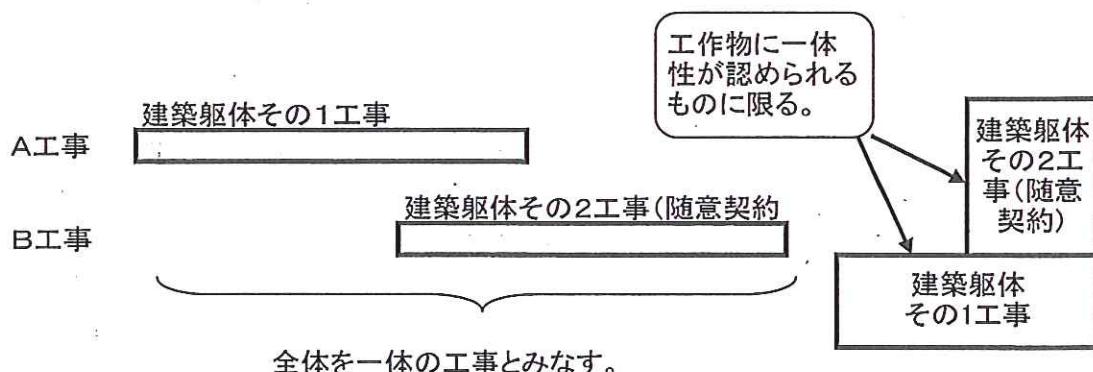
工場製作に係る技術者を当該工事の検査が終了するまで専任で配置するものとする。

(ただし、真にやむ得ない理由の場合は承認することができる。(「平成26年3月 日付け25建企第 号 専任の主任技術者（監理技術者）の途中交代について」を参考照))

5. 工事間において専任の主任技術者（監理技術者）が兼任できる特例

① 監理技術者

一体の構造物を随意契約で発注した場合



② 主任技術者

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれる）の場合でかつ工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合に同一の専任の主任技術者が管理することができる。なお、主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

根拠通知等

- ・建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成26年2月14日付け25監第321号）

5-1. 兼務できる場合の具体例

同一の施工業者で、契約工期が重複している場合

問題なし（ケース1～3）

ケース1

A 工事		
請負代金額=6000千万円 (下請金額4000千万円)		
現場代理人	長崎 一郎	(常駐)
監理技術者	長崎 一郎	(専任)

ケース2

施工場所が離れている場合(10Km超える)

A 工事		B 工事			
請負代金額=2000万円		請負代金額=1000万円			
現場代理人	諫早 三郎	(常駐)	現場代理人	五島 四郎	(常駐)
主任技術者	島原 次郎	(兼務可)	主任技術者	島原 次郎	(兼務可)

両工事ともに1件の請負代金額が2500万円未満であるため、主任技術者の重複が可能

ただし、現場代理人は近接で施工していないため兼務は不可能

ケース3

密接な関係のある工事で現場が近接(10Km以内)している場合

A 工事		B 工事			
請負代金額=2400万円		請負代金額=1000万円			
現場代理人	五島 四郎	(兼務可)	現場代理人	五島 四郎	(兼務可)
主任技術者	諫早 三郎	(兼務可)	主任技術者	諫早 三郎	(兼務可)

近接している場合は、主任技術者のみが兼務が可能であり、監理技術者は対象とならない。

A・B工事を1人の技術者が兼務する事も可能

問題あり(契約書第10条第4項違反)

ケース4 施工場所が離れている場合(10Km超える)

A 工事		B 工事	
請負代金額=2000万円		請負代金額=1000万円	
現場代理人	諫早 三郎 (常駐)	現場代理人	諫早 三郎 (常駐)
主任技術者	島原 次郎 (兼務可)	主任技術者	島原 次郎 (兼務可)

現場代理人が常駐していない(それぞれの現場代理人が常駐しなければならない)

問題あり(建設業法第26条第3項違反)

ケース5 施行場所が離れている場合

A 工事		B 工事	
請負代金額=2000万円		請負代金額=6000万円 (下請3700万円)	
現場代理人	五島 四郎 (常駐)	現場代理人	島原 次郎 (常駐)
主任技術者	諫早 三郎 (兼務可)	監理技術者	諫早 三郎 (専任)

B工事の専任がかかっているため、A工事の技術者となり得ない

6. 主任技術者（監理技術者）と営業所専任技術者との兼務

原則禁止

(VI【経営業務管理責任者と営業所の専任技術者、配置技術者】P17を参照)

※ ただし、以下の特例あり

経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて（平成21年3月23日20建企第838号）

上記通知文の内容抜粋

2. (2) 建設業法第26条第3項に該当しない場合 ← 専任を要しない工事

次の要件をすべて満たす場合に限り、経営業務の管理責任者と主任技術者の兼務を認める。

- ① 経営業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- ② 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ③ 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ④ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

※ 上記疑義は、建設業法に於ける解釈であり、法解釈の所管は監理課建設業指導班

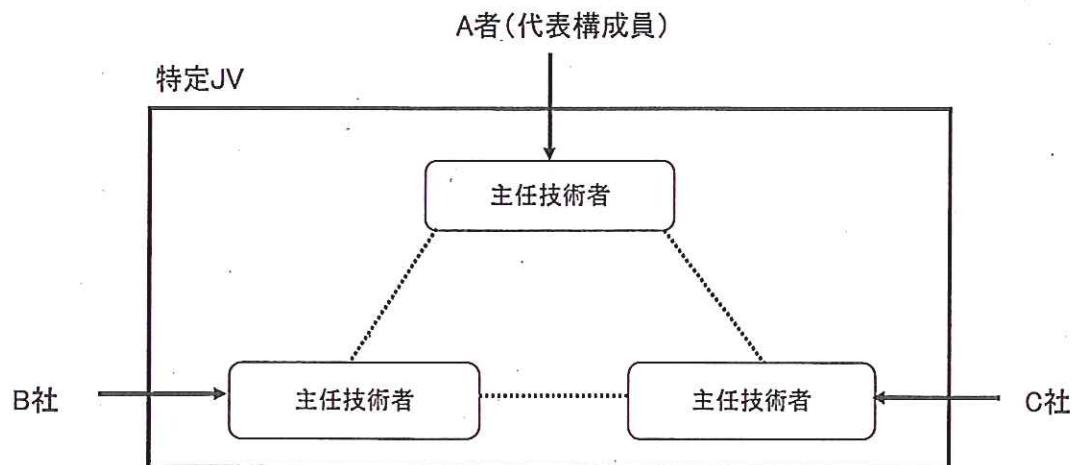
III 【特定建設工事共同企業体（特定 JV）と技術者制度について】

1. 特定 JV における技術者の配置について

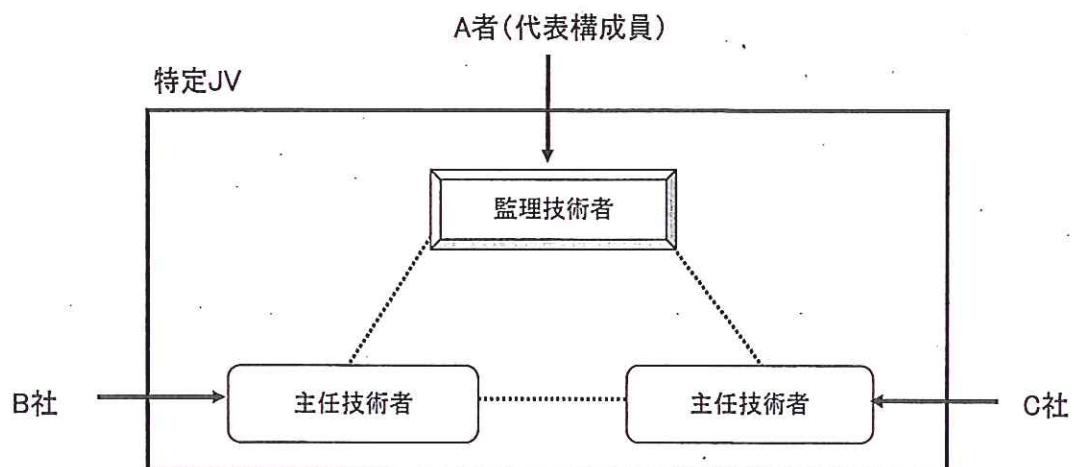
特定 JV については、全ての構成員が当該工事に対応する建設業についての技術者（監理技術者又は主任技術者）を工事現場に専任で配置させる事を要件にしています。

2. 請負金額による技術者の配置について

(1) 下請契約の額が 3000 万円（建築一式 4500 万円）未満の工事



(2) 下請契約の額が 3000 万円（建築一式 4500 万円）以上の工事



IV 【入札における配置予定技術者について】

「建設工事に係る配置予定技術者の資格確認について」の一部改正について（平成 23 年 3 月 31 日 22 建企第 712 号）

上記添付

建設工事に係る配置予定技術者の資格確認について（平成 16 年 2 月 26 日 15 監第 532 号）

上記通知文の内容抜粋

1. 確認の対象となる工事

長崎県が発注する一般競争入札に付する工事で、建設業法第 26 条第 3 項により、工事現場ごとに配置予定技術者の専任性が求められている工事。

一般競争入札

H24.4～

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事 3,500 万円以上

ほ装工事 3,000 万円以上

建築一式工事、その他の工事 5,000 万円以上

ただし、長崎県土木部における「長崎県経済雇用対策」の取り組みと平成 25 年度補正予算の対応について（平成 26 年 3 月 17 日 25 建企第 605 号）により 1 億未満については指名競争入札に切替えて実施

2. 当該工事の配置予定技術者の要件

① 配置予定技術者が属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係

② 3箇月以上の雇用関係

(1) 一般競争入札（事前審査）『競争参加資格確認申請書の提出期限の日』

(2) 一般競争入札（事後審査）『競争参加資格審査申請書の提出期限の日』

(3) 指名競争入札 『入札の執行日』

(4) 隨意契約 『見積書の提出日』 を含め連続していること

ただし、会社合併若しくは営業譲渡若しくは会社分割又は特例措置（倒産を事由に退職した者）による所属企業の変更等において雇用期間が 3 箇月に満たない場合において契約担任者が認めた場合はこの限りではない。

③ 出向社員の場合

親会社及び連結子会社の間の出向社員に係る配置予定技術者の取扱いについては、国土交通省から企業集団確認を受け、その企業集団内の親会社又は連結子会社（連結子会社同士の出向は不可）への出向社員が出向先の会社が請け負った工事の配置技術者である場合には認めるものとする。

持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（平成 14 年 4 月 16 日 国土交通省通知）

親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（平成 15 年 1 月 22 日 国土交通省通知）

3. 確認の方法等

① 監理技術者

- (1) 監理技術者資格証の写し
- (2) 監理技術者講習終了証の写し

② 主任技術者

- (1) 健康保険被保険者証の写し
- (2) 雇用保険事業者別被保険者台帳照会の写し を原則とするが当該確認書類によりがたい場合は別表に掲げるいずれかの確認書類の写し
- (3) 賃金台帳の写し (前記2における日の属する月から前4月分とする。)

※【専任技術者と監理技術者等の兼務防止】

経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は監理技術者等との兼務ができないため技術者の確認を行う。

入札方式	現場代理人	主任（監理）技術者
事前審査型一般競争入札 (議会議決案件の場合)	現場代理人等決定(変更) 通知書提出時	本契約締結時
事前審査型一般競争入札	現場代理人等決定(変更) 通知書提出時	配置予定技術者に係る通知書提出時
事後審査型一般競争入札	現場代理人等決定(変更) 通知書提出時	事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書提出期限時（期限前に落札決定する場合は、落札決定時）
通常型指名競争入札又は随意契約	現場代理人等決定(変更) 通知書提出時	現場代理人等決定(変更) 通知書提出時

【確認資料】

- ① 建設業許可申請書中の「専任技術者証明書」及び「経営業務の管理責任者証明書」の写し
- ② 元請が整理している専任技術者名簿等

経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて（平成21年3月23日20建企第838号）

平成20年度営業所調査結果及び建設業法の遵守について（平成21年6月1日21監第40号21建企第136号）

4. 配置予定技術者の雇用関係に虚偽の届出等があった場合

指名停止の措置要領第3条の別表1の1号に該当するものとする。

※指名停止期間 当該認定をした日から1月以上6月以内

5. 恒常的な雇用関係の免除特例措置

- ① 倒産を事由に退職した者（事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用した場合は、恒常的な雇用関係は免除する。
- ② ①において、「倒産」とは、イ～ホの場合
 - イ 不渡又は銀行から取引停止等を受けた事実
 - ロ 会社法の規定に基づく精算の開始
 - ハ 破産法の規定に基づく破産手続開始の申立て
 - ニ 会社更生法の更生手続開始の申立て
 - ホ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て

※ 特例 営業譲渡又は会社分割の場合

合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合には、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。（監理技術者制度運用マニュアルの二一四（3）の規定より）

根拠通知等

・監理技術者制度運用マニュアルの二一四（3）の規定

V 【現場施工の着手日を指定して発注する場合】

現場施工の着手日を指定して発注する工事における、監理技術者等の配置期間・専任期間及び、現場代理人の配置期間・常駐期間の取り扱いについて（通知）（平成21年8月19日21建企第308号）

上記通知文の内容抜粋

1. 対象工事（①及び②を満たす）

- ① 現場施工の着手日を指定して発注する建設工事
- ② 指定した現場施工の着手日までの期間は、監理技術者等の配置を免除できると発注者が判断し、その旨を公告・特記仕様書に記載された工事

3. 監理技術者等の配置期間と専任期間

（1）指名競争入札

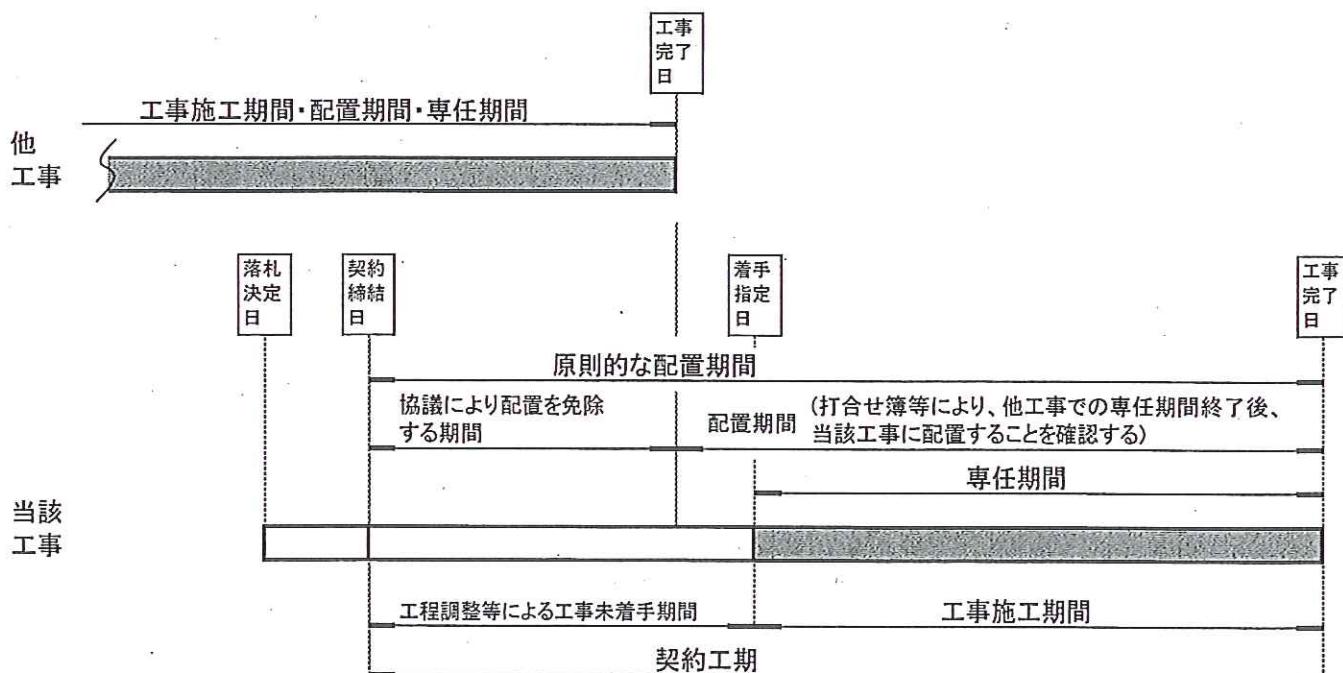
専任期間の開始日 『着手指定日』

配置期間の開始日 『原則として契約締結日』

ただし、契約締結日から技術者を配置できない場合は、現場代理人決定（変更）通知書提出時において、打合せ簿により、他工事の専任期間終了日を明示した上で、契約締結日から着手指定日の前日までの間で配置を免除する期間を確認する。

（2）事後審査型一般競争入札

- ① 競争参加資格の審査時においては、配置予定技術者の着手指定日での専任性のみ確認を行う。
- ② 専任期間の開始日・配置期間の開始日は、指名競争入札と同じ取扱い



※配置技術者の配置を免除することにより、当該工事の現場施工着手指定日の前日までに完了する他の工事現場の配置技術者を、当該工事の配置技術者とすることが可能となる。

4. 現場代理人の配置期間と常駐期間

- ① 現場代理人の常駐期間
『監理技術者等の専任期間と同一』
- ② 現場代理人の配置期間及び配置を免除する期間
『監理技術者の配置期間と同一』

5. 現場施工着手指定日において、配置技術者を配置できない場合

他の工事現場の工期が延長され、配置予定技術者を当該工事に配置できなくなり、更に要件を備えた他の技術者も配置できず、現場施工着手指定日に現場施工に着手できない場合は、長崎県建設工事標準請負契約書第48条第1項第1号及び同3号に該当するものとし、契約を解除する。その場合、請負者は発注者に同条第2項に定める違約金を支払わなければならない。

VI. 【経営業務管理責任者と営業所の専任技術者、配置技術者】

1. 経営業務管理責任者等について

経営業務管理責任者及び営業所の専任技術者として登録をされている技術者を主任技術者（監理技術者）として配置する事は出来ません。

2. 理由

建設業法（許可の基準）

第7条 建設大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合しているときでなければ、許可をしてはならない。

1 法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずるもの）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者またはその支配人のうち一人が次のいずれかに該当するものであること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ 建設大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

22 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ウ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し10年以上実務の経験を有する者

エ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

上記の「役員のうち常勤であるもの」とは、常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに、毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいう。

このように経営業務管理責任者については、当該建設業者の本社に常勤して経営業務全般について責任を負う必要があるため、技術者として現場へ出る事は出来ず、配置技術者との兼務は出来ないとされている。

また、営業所の専任技術者については、当該営業所に常勤して建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するための役割を行うこととされており、配置技術者との兼務は出来ないとされている。

参考通知

経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて（平成21年3月23日20建企第838号）

平成20年度営業所調査結果及び建設業法の遵守について（平成21年6月1日21監第40号21建企第136号）